

2020年8月24日

各位

九州植物検疫協会

中国産種子に係る緊急の暫定措置の実施について

当協会の運営に関して、平素より格別のご支援・ご協力を賜り、御礼申し上げます。

検疫有害植物である *Acidovorax avenae* subsp. *citrulli* (Aac)、*Potato spindle tuber viroid* (PSTVd) 及び *Pepino mosaic virus* (PepMV) の寄主植物の輸入に際しては、農林水産省から輸出国の植物検疫当局に対して、植物防疫法施行規則別表二の二の十九項、二十四項及び二十五項に基づき、輸出国において核酸の塩基配列を検出するために適切と認められる方法による検査を行い、当該病害に侵されていないことを確認し、検査証明書に追記することを要求しています。

昨年11月、植物防疫所が実施した検定において、中国産ピーマン種子から PSTVd が検出されたことを受け、令和元年12月27日より、中国産とうがらし、トマト、ばれいしょ及びペチュニア属植物の種子について当該病菌に対する遺伝子検定を実施した結果、同国が発給した検査証明書を添付して輸入された複数の種子からも本病が検出されたため、本年1月以降、農林水産省から中国の植物検疫当局に対して、原因究明及び再発防止策等の提出を期限を設けて複数回要請したが現時点で回答が得られていないとのことです。

このため、農林水産省消費・安全局植物防疫課から（一社）全国植物検疫協会事務局に対して、PSTVd と同様の検査の実施を求めている種子に対して、中国側で植物検疫措置が適切に実施されているかについて、輸入検査時に植物防疫所で暫定的に検定を行い確認することとし、検疫有害植物の侵入防止の徹底を図る旨の通知がありましたので、取り急ぎお知らせします。

なお、検査証明書に所定の追記がされている場合であっても、輸入検査において、以下の対応が実施されることを申し添えます。

1 対象植物

貨物、郵便物、携帯品として中国から輸入される規則別表二の二の十九項、二十四項及び二十五項に掲げる植物の種子（参照：[https://www.maff.go.jp/pps/i/law/houki/shorei/shorei\\_12.html#t2-2](https://www.maff.go.jp/pps/i/law/houki/shorei/shorei_12.html#t2-2)）

2 対応を行う期間

令和2年9月4日から当面の間

3 遺伝子検定

次の数量について、当該検疫有害植物を対象とした遺伝子検定の実施

対象検疫有害植物	検定数量
<i>Acidovorax avenae</i> subsp. <i>citrulli</i>	1,000 粒
<i>Potato spindle tuber viroid</i>	400 粒
<i>Pepino mosaic virus</i>	400 粒